

## 議案第29号

### 訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

収入印紙

1,000 円

訴 状

令和3年 月 日

徳島簡易裁判所 御中

原告指定代理人 内藤 雅人

同 建島 寿徳

同 藤本 裕之

同 谷本 岳彦

同 築原 美奈子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 中山 俊雄

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒773-

徳島県小松島市

被告 A

〒773-

徳島県小松島市

被告 B

〒773-

徳島県小松島市

被告 C

貸金返還等請求事件

訴訟物の価額 金 69,507 円

貼用印紙額 金 1,000 円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して金 69,936 円及び別表「元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 原告は、被告 A（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で住宅新築資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。

本件貸付（甲1号証）

- (1) 貸付金額 5,500,000 円
  - (2) 貸付日 昭和59年4月5日（契約日 昭和59年3月31日）
  - (3) 利率 年2パーセント
  - (4) 償還方法 元利均等償還により、昭和59年5月5日を初回とし、以後平成21年4月5日まで毎月末金23,312円ずつ、300回に分割して償還する。ただし、初回の償還金は23,312円とする。
  - (5) 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ100円につき1日3銭の割合。
- 2 被告 B（住所異動について、甲2号証） 及び 被告 C は、原告との間で、本件貸付について昭和59年3月31日、前項に基づく貸金返還債務をそれぞれ主債務者と連帯して保証するとの合意をした（以下「本件連帯保証契約」という。）。
  - 3 主債務者は、本件貸付について、令和2年9月25日までに金6,923,664円を支払い、残元金が69,507円、未払いの約定利息が429円となった（甲3号証）。
  - 4 被告らは、前項記載の残元金及び未払い利息について、現在に至るまで支払いをしていない。
  - 5 よって、原告は、被告らに対し、本件貸付契約及び本件連帯保証契約に基づき、請求の趣旨記載の支払いを求める。

## 第3 関連事実

主債務者から、原告に対し、平成31年2月14日、本件貸付金の弁済がされた（甲3号証、甲4号証）。

これによって、平成 21 年 2 月 28 日契約期限分以降の本件貸付金について時効が中断した。

別表

	回	元金	違約金起算日
1	298	23,197	平成21年3月1日
2	299	23,235	平成21年4月1日
3	300	23,075	平成21年4月6日
合計		69,507	

## 証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約並びに抵当権設定契約証書
- 2 甲 2-1 号証 改製原附票抄本 ( B )
- 3 甲 2-2 号証 戸籍の附票 ( B )
- 4 甲 3 号証 計算書
- 5 甲 4 号証 領収済通知書 (平成 31 年 2 月 14 日収入印)

## 付属書類

- 1 訴状副本 3 通
- 2 甲号証 (写し) 各 4 通
- 3 証拠説明書 4 通 (正本 1 通 副本 3 通)
- 4 代理人指定書 1 通